

今月のミニコラムでは、介護保険の基礎知識として「介護保険による住環境整備におけるサービス」に関して掲載致します。

①福祉用具貸与（給付限度額の範囲内で利用可能。ただし利用制限あり）

福祉用具	利用制限
1) 歩行補助杖（松葉杖，多点杖，ロフトランドクラッチ）	
2) 歩行器	
3) 手すり（工事を伴わないもの）	要支援 1・2，要介護 1～5
4) スロープ（工事を伴わないもの）	
5) 自動排泄処理装置（尿のみ吸引するもの）	
6) 車椅子	
7) 車椅子付属品（クッション，テーブルなど）	
8) 特殊寝台および床ずれ防止用具・体位変換器	要介護 2～5
9) 移動用リフト	
10) 認知症老人徘徊感知機器	
11) 自動排泄処理装置（便も吸引するもの）	要介護 4・5

※利用制限は医師などが必要と認めた場合は利用可能

②特定福祉用具購入（1年間で10万円が限度）

- 1) 腰掛便座（ポータブルトイレ，補高便座など）
- 2) 入浴補助用具（入浴用いす，手すり，すのこ，移乗台など）
- 3) 簡易浴槽（移動浴槽など工事を伴わないもの）
- 4) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 5) 移動用リフトのつり具部分

③住宅改修（20万円が限度額）

- 1) 手すりの取り付け
- 2) 段差や傾斜の解消（転落防止柵の設置含む）
- 3) 滑りにくい床材への変更
- 4) 引き戸への取替え・新設，扉の撤去
- 5) 和式から洋式便座への取替え
- 6) 上記改修に付帯する工事

<住宅改修費をもう一度利用できる場合>

①介護度が3ランク以上上がった場合
 （要支援2と要介護1は2つまとめて1ランクと考える）
 例：要介護2⇒要介護5，
 要支援2（要介護1）⇒要介護4，

②転居した場合

<災害発生を想定したシミュレーション訓練～全国の都道府県士会一斉訓練～>

2019年2月8日（金）～22日（金）まで都士会員の安否・被災状況の確認の予行練習を実施しました。ご協力いただきありがとうございました。

実際に東京で災害が発生した際には、都士会員の安否・被災状況を確認し、OT協会や東京都と連携して人的・物的な災害リハ支援を避難所や病院・施設へ行っていきます。今後も都士会ニュースや都士会学会等で随時報告および活動紹介をしていきます。都士会の災害対策の活動にご興味がある方は下記までご連絡いただければと思います。

都士会災害対策担当：松岡（tokyootsaigaitaisaku@gmail.com）